

平成 29 年度 第 4 回神戸市外郭団体の経営評価に関する委員会 議事要旨

1. 日 時 : 平成 30 年 2 月 9 日(金) 15:00~16:15

2. 場 所 : 神戸市役所 1 号館 8 階 経済観光局会議室

3. 要旨

- ・委員長より、委員会規則第 8 条に基づき、本会議を公開とする旨の確認を行った。
- ・事務局より「資料 1 評価委員会の意見(平成 28 年度・3 次評価)案」、「資料 2 ガバナンスチェックシートについて」、「資料 3 平成 29 年度活動報告(案)」について説明が行われ、各資料の説明後、評価委員会で意見交換を行った。
- ・会議における委員及び事務局の主な発言は、以下のとおりであった。

(○:委員の発言 ●:事務局の発言)

【(1) 評価委員会の意見について(平成 28 年度・3 次評価)】

<事務局からの説明>

- :「資料 1 評価委員会の意見(平成 28 年度・3 次評価)案」について説明した。

<意見交換>

- : 3 名の委員コメントを統合し、「評価委員会の意見」として公表するということだが、例えば A 委員が「評価は適切に行われている」としている一方で、他の委員が課題を指摘しているような団体が複数ある。これにより混乱を招くことにはならないか。
- :「評価委員会としての意見」であれば、どの委員のコメントであるかは明示する必要はないと思う。
- : A 委員のコメントには「評価は適切に行われている」と「評価は概ね適切に行われている」の 2 種類がある。他の委員のコメントがある場合でも、A 委員のコメントに「概ね」の文言が入っていれば、その両立性を担保できるのではないだろうか。
- : それでは、該当団体の A 委員のコメントについては「評価は適切に行われている」から「評価は概ね適切に行われている」に修正をしてもらいたい。また、全てのコメントにおいて、どの委員が記載したのかが特定されない形に修正することとする。
- : その取扱で結構である。評価が適切に行われている場合であっても、同時に指摘等を要することもあるだろう。また、団体や所管局にとって、評価の適切性を認める委員コメントを残すことは意義がある。
- : 前年度と比較して、各団体や所管局が評価の意義を理解した取組を行っていることが見てとれる。
- : 各団体が自らの目標を明確に考えられるようになってきたと実感できる。
- : 委員コメントについては、今年度の活動報告書に盛り込まれることとなるのか。
- : 先ほどの修正意見を反映し、活動報告書に掲載する。また、団体ごとの評価シート(様式 2-3)にも掲載する予定である。

【(2) ガバナンスチェックシートについて】

<事務局からの説明>

- :「資料 2 ガバナンスチェックシートについて」の説明を行った。
団体・所管局への意見募集により、ガバナンスチェックシートの作成にあたっては、団体・所管局の事務負担が過大にならないよう配慮を要すること、また団体やその事業規模によってガバナンスは多様であることが明らかとな

った。ガバナンスチェックシートについては、平成 29 年度末までに確定し、平成 30 年度より経営評価と同時に実施したいと考えている。

<意見交換>

- ：外郭団体や所管局にとって、初めて本格的にガバナンスを検討することになるのであれば、戸惑いの声が多く挙がるのはやむを得ないことだと思う。7 ページで、事務局側の回答として「内部統制システムについては大会社に適用される」との記載がある。確かに、会社法において内部統制システム構築が義務づけられているのは大会社のみであるが、内部統制システムについてはコンプライアンスが含まれるものなので、実際には団体規模の大小を問わず必要なものである。内部統制システム構築義務についての代表的な判決として大和銀行事件がある。この事件は、内部統制システム構築義務の規定が存在しなかった時代のものである。この事件では取締役は何百億円もの損害賠償が認定されたこともあって、内部統制の重要性が社会的に注目される契機となった。ガバナンスチェックシートの作成を契機として、各団体がそれぞれに特有のリスクを有していることを受動的ではなく能動的に把握した上で、リスク管理及び法令遵守の必要性を十分に理解してもらいたい。
- ：事務負担の増加についての意見があったが、各団体のガバナンスについては、チェック実施の初年度にしっかりと整理しておけば、次年度以降はさほど大きな負担とはならないはずである。
- ：例えば、団体の設立目的などについては、定款で定めているはずである。各団体に特有のリスクと、それに対する回避方法の検討を恒常化し、市民への対外的なアピールをしてほしい。
- ：外郭団体の大部分は公益法人であるが、公益法人の理事についても、損害賠償の責任が株式会社と同様に求められるものなのか。
- ：理事に対しては損害賠償の規定はなくとも类推適用がなされてきている。過去には、大学生協の理事が取締役の責任規定の类推適用により第三者に対する責任を求められる判決があった。民事系の裁判では类推適用が認められる。公益法人であっても一般法人法における規定が準用されたりする。自身が不法行為を犯していなくとも、不法行為をした者に対する監督が行き届きであるとして、団体だけでなく理事に対しても損害賠償を求められることは過去の判例からも十分に考えられる。
- ：内部統制のチェックは確かに事務的負担ではあるものの、団体やその役員にとっても、外部に対する説明責任を果たしているというアピールになる。
- ：内部統制システムをしっかりと構築し運用していれば、仮に団体内部で不法行為を行った者がいたとしても、その監督者が責任を負わされるリスクは低い。
- ：神戸市の出資団体が問題を起こし、出資者としての利益が毀損されたとして、市が団体の経営者を訴訟することになれば、団体に派遣している市OB職員を市として訴えることになりかねない。団体に派遣されている市OB職員の立場からすれば、市からも外部からも訴えられるリスクを抱えているということである。
- ：団体特有のリスクを現場目線で把握した上で、内部統制システムの構築と運用が十分になされていれば、団体として責任を負う可能性は低くなる。社外取締役については、現在では業務執行取締役を除き、損害賠償を求められるというリスクを前提として、その責任範囲を限定する責任制限契約が締結可能である。
- ：各団体・所管局によるガバナンスチェック、及びその報告については、年に1回なされることが望ましいだろうか。
- ：ガバナンスのチェックとその報告を求めることが、団体のガバナンスの見直しや、現場目線で自主的にリスクの芽を摘む契機になるので、年1回の実施が望ましい。リスク管理については、団体の上層部よりも現場の方が十分に把握していることもある。
- ：ガバナンスチェックシートについては、公表すべきと考えてよいか。

- ：公表できるものと、経営上の機密事項のように公表できないものがあると思うが、多くのものは公表可能ではないか。
- ：公表される方が、より適切なガバナンスチェックの実施につながると考えられるので、基本的には公表すべきであろう。
- ：事務局の運用案としては、5ページの第2項に記載のとおり、本市（所管局・企画調整局）に提出のあったガバナンスチェックシートについて積極的に公表は行わず、情報公開請求があった場合、神戸市情報公開条例第10条第2号のア（法人等情報）の規定に基づき非公開部分をマスキングの上、「部分公開」の取扱とする予定である。また、各外郭団体が保有するガバナンスチェックシートは、各外郭団体の情報公開要綱等の規定に基づき対応する。
- ：「定款や決算状況を公表しているか」といった問いなど、公表できる箇所もあるはずだ。「団体の理事について、どうしてその人物を選出したのか」というような問いは、団体が回答するのは難しいかもしれないが。
- ：「理事選任にあたっての方針手続を開示しているか」という問いについて、「はい」「いいえ」の選択結果は公表できるだろうが、「いいえ」を選択した団体について、無理やりに開示を求められるかといえば、それはまた別問題となる。一方で、チェックシートの「はい」「いいえ」の選択結果を団体ごとに公表することのリスクについては、例えば個人情報やマイナンバー制度に係るセキュリティ対応の有無について、「いいえ」という回答があった際には情報セキュリティの不十分さが露呈され、サイバーテロの対象となり得るといったような懸念がある。
- ：公文書となるからには、開示請求を受ければ原則公開せねばならないため、その認識をもって文書の取り扱いをせねばならない。
- ：「はい」「いいえ」の選択回答について、開示し難いものはかなり少ないはずである。
- ：団体や所管局に対しては、請求を受けた際の開示について十分な理解を求めた上で、自発的な開示を促すべきではないか。「自発的な開示を求める」ことについて、事務局見解案に加筆願いたい。
- ：委員方の意見をふまえ、加筆修正を検討したい。
- ：今回の議論をふまえて、チェックシートの内容を年度内に確定し、団体と所管局によるガバナンスチェックを来年度より実施することとなる。評価委員会での議論についてはこちらで一旦区切りをつけ、事務局の方で内容確定に向けた作業を行うことになるが、引き続きご専門の前嶋委員の助言を受けることとなるのか。
- ：助言をいただく予定である。
- ：質問案は、株式会社・社団法人・財団法人の別に分かれているが、財団法人については「善管注意義務を有する評議員をどのような観点で選出しているか」という点が大切なので、これをチェックシートの問いに付加してもらいたい。

【(3) 平成29年度活動報告について】

<事務局からの説明>

- ：「資料3 平成29年度活動報告書（案）」について説明を行った。

<意見交換>

- ：経営評価制度については、今年度までに各団体・所管局において十分に定着したものと考えている。評価委員会としての活動が終了したとしても、引き続き、評価制度を継続してもらいたい。
- ：MVTシートによる毎年度の目標設定、及び評価の実施による振り返りについて、団体が外部に提示する機会を有効活用できるような運用方法をこれからも検討してまいりたい。
- ：意欲的な取組を見せる団体が多くあったという印象を受ける。一方で、会社法などの規定についての理解が不十分な団体もヒアリング時に見受けられたので、その点についてガバナンスチェックの実施により対応してもらいたい。そ

の上で、「外郭団体だからこそできること」について、今後も検討した上でぜひ実施してもらいたい。

- ：評価制度は、基本的に団体と所管局の信頼関係で成り立っている。所管局から細かい指示や目標設定がなくとも、自分たちの提供するサービスが市民にとってどう役立つかを自発的に考えているような、意識の高い団体もある。その一方で、所管局と団体との間にズレがあり、団体側が長期的な視点で自分たちの能力を発揮できるような資源配分を求めているケースもある。
- ：外郭団体は補助金等の面からも市との関わりが深いのが、経営評価を通じて公的な役割を再認識できたのではないかと。各団体は運営面のみについて注力しがちであるが、外部の目があるということを改めて覚知できたのではないかと。評価委員会としての活動を終了する場合も、評価制度の運用自体は毎年継続してもらいたい。各団体のミッションについても、市の方針変更に応じて更新されるはずである。
- ：ワークシートについては、必要に応じて簡素化することにより形骸化を防ぎ、実質的で意義あるものに改定していくことが求められる。
- ：今年度は活動報告書として外郭団体全体の趨勢がまとめられている。来年度以降も、単に団体ごとの評価シートを公表するだけでなく、活動報告書のように各団体の評価の一覧や前年度との比較などをまとめたものを作成して開示する方が、市民サービスの向上につながるの望ましい。各団体・所管局の評価に対するコメントまでの記載は難しいだろうが、事実を集計するだけでも十分な総括となり、読み手である市民に対するサービスの向上になる。
- ：外郭団体や所管局としても、他団体がどのような経営状態であるのかを確認する際、活動報告書（案）13・14ページのような一覧性のある資料は、最低限の情報を端的に把握でき、各団体における経営に関する議論の材料として適しているため、作成には大きな意義がある。したがって、来年度以降も作成を継続してもらいたい。
- ：今年度の活動報告書については、本日の議論をふまえて事務局において修正の上、3月中旬から下旬の公表に向けた作業に取り組んでまいりたい。

【閉会の辞】

- ：事務局を代表して、企画調整局長より御礼のご挨拶を行った。
- ：初年度と比較すると、今年度の評価シートはより緻密に記載されている。初年度は、所管局は団体の経営情報について十分に把握しておらず、また団体側も設立の目的を十分に理解していないようだった。評価委員会における経営評価の実施により、所管局の団体に対する関心が高まり、所管局と団体間のコミュニケーションが活性化した印象を受ける。来年度以降についても、団体と所管局が綿密なコミュニケーションを図った上で、経営評価制度を継続してもらいたい。経営評価の実施は、団体の財務状況だけでなく、潜在的な情報も重ねて明らかにされるので、市にとっては長期的なリスクの回避につながる。また、団体にとっても、文化・福祉・観光といった各分野において蓄積しているノウハウを有効活用することにつながる。外郭団体は、民間と行政の中間という性質から柔軟性があり、市民福祉の向上のためにうまく活用できる組織形態であると言える。神戸市の場合は多様な組織形態により、様々な高水準のサービスを提供しているため、引き続き、外郭団体を有効活用して市政に取り組んでもらいたい。それでは、これにて第4回の評価委員会を終了いたします。ありがとうございました。